



# 島根県報

平成24年6月5日（火）

第2,398号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

島根県防除実施基準に適合する区域の変更	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	（        ”        ）	2

### 【公 告】

肥料の登録事項の変更	（食料安全推進課）	3
------------	-----------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第364号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により、島根県防除実施基準の基準に適合する区域を変更したので、同条第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、東部農林振興センター及び西部農林振興センター並びに松江市、出雲市及び雲南市の各市役所並びに隠岐郡隠岐の島町の役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第365号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出事項****(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市美保関町七類988 善浪 洋  
" 美保関253 上野賢治  
" 福浦509-1 吉田俊一

**(2) 加入区**

美保関町加入区

**(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称**

漁業協同組合 J F しまね

**2 指定漁船調書の縦覧****(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

**(2) 縦覧場所**

漁業協同組合 J F しまね

---

**島根県告示第366号**

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

---

平成24年6月8日から平成24年6月22日まで

**公 告**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所		変更年月日
					変更前	変更後	
島肥登第 402号	副産苦土肥 料	HMY 1号	く溶性苦土 15.0	公定規格のと おり	株式会社安来製 作所 東京都港区芝浦 一丁目2番1号	株式会社日立金 属安来製作所 島根県安来市飯 島町1240番地5	平成24年4 月1日